平成２８年（フ）第１３５号
山梨県中央市布施3232番地１　布施住宅　北Ｄ
債務者　松原　雄一
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
長野県須坂市豊島22番地６
債務者　辻　　俊勝
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
長野市大字小鍋114番地135
債務者　中野　雄太
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
長野市青木島町綱島456番地５
債務者　向山　元紀
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
岐阜市茜部大川１丁目45番地１
債務者　北原百合子
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄170番地10、前住所岐阜県瑞穂市森485番地１
債務者　大橋　純司
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４８号
岐阜市野一色４丁目７番17号
債務者　木野村ゆかり
１　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
三重県伊賀市生琉里3127番地の２　クレストール306号室
債務者　秋元　　伸
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７０号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121番地（ひのたに園）、住民票上の住所滋賀県彦根市平田町194番地
債務者　佐野　良明
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５号
滋賀県長浜市宮司町864番地　Ｐ－ＳＰＡＣＥ202号室
債務者　嶋田　翔平
１　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
兵庫県姫路市白浜町甲293番地５　メゾンルーラル101
債務者　古武　妙子
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１７３号
兵庫県加古郡播磨町北野添１丁目２番29号
債務者　柴田　直樹
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９５号
兵庫県加古川市新神野７丁目２番２－105号
債務者　吉田かおり（旧姓石坂・中川原）
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５６号
奈良市西登美ヶ丘６丁目４番31－203号
債務者　芳賀有里子
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９号
奈良県大和郡山市北大工町16番地
債務者　野村カツ子
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
奈良市松陽台１丁目１番103号
債務者　米澤　洋子
１　決定年月日時　平成28年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
鳥取県米子市西福原４丁目９番３号
債務者　和久利帝介
１　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部